

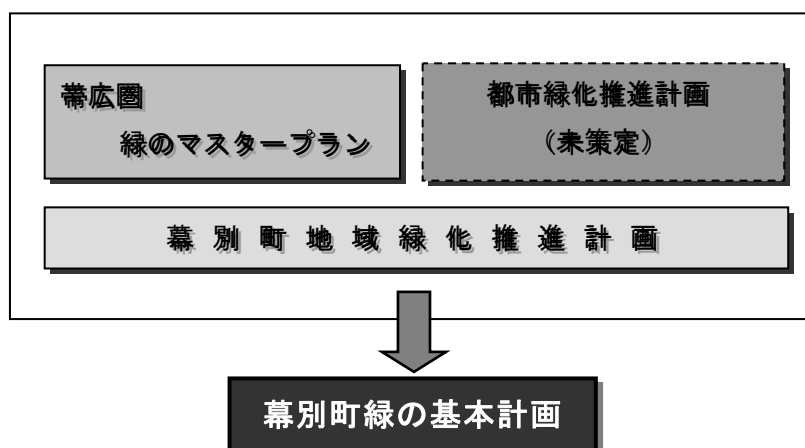
第1章 緑の基本計画と策定の主旨

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法[※]第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペース[※]に関する総合的な計画です。

従来までの緑に対する計画としては、都市計画に関する事項を主とした「帯広圏緑のマスタープラン[※]」と、本町では策定していませんが都市計画の手法によらない事項を主とした「都市緑化推進計画[※]」がありました。「緑の基本計画」はこれら両計画を統合した緑の総合的な計画です。

また、本町ではこれらの他に北海道自然環境等保全条例に基づく「幕別町地域緑化推進計画」を緑化の推進に係る各般の施策を総合的、計画的に進める計画として、昭和49年から5期にわたり策定していました。この内容が上記計画と類似しているため、「幕別町緑の基本計画」に包括し、緑に関する総合的な計画として一本化したものです。



※都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する必要事項を定めた法律です。平成16年の改正により題名が変わり、緑地の保全及び緑化の推進のための基本計画が拡充されました。

※オープンスペース

公園・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称をいいます。「公共空地」と訳されます。

※緑のマスタープラン

都市における緑とオープンスペースの総合的な保全・整備に関する計画で、昭和52年の建設省都市局長通達に基づくものです。平成8年度に帯広市、音更町、芽室町及び幕別町を対象とした「帯広圏緑のマスタープラン」を共同で策定しています。

※都市緑化推進計画

都市緑化を図ることを目的として、公共公益施設の緑化、民有地の緑化及び民有地の緑の保全などを進めるための計画を定めるもので、昭和60年に当時の建設省が地方公共団体に策定を要請しているものです。

2 対象とする緑

まちの「緑」とは、樹木や草花などの植物やそれらを含む周辺の土地や空間が対象であり、樹林地や草地、水辺地等の緑地をはじめ、緑化された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであると考えられます。このため、本計画においても公園緑地等の公共公益施設としての緑だけでなく、民有地を含む幕別町の全ての緑を対象とします。なお、本計画で対象とする緑地の分類は表 1-2-1 の通りです。

表 1-2-1 緑地の分類

		都市公園	都市公園法で規定するもの	
緑	施設緑地	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園をのぞく公共空地
				自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路
				地方自治法又は市町村条例設置の公園
				公共団体が設置している市民農園
				河川緑地
				農業公園
				児童遊園
				公共団体が設置している運動場やグラウンド等
				公開している教育施設（国公立）
				学校の植栽地
地	地域制限緑地等	法による地域	公共公益施設における植栽地等	下水処理場等の付属緑地
				道路環境施設帯及び植樹帯
				その他公共公益施設の植栽地等
				市民緑地
				公開空地
				市民農園（上記以外）
				一時開放広場
				公開している教育施設（私立）
				市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド
				寺社境内地
民間の屋上緑化空間				
地	地域制限緑地等	法による地域	民間施設緑地	緑地保全地区（都市緑地保全法）
				風致地区（都市計画法）
				生産緑地地区（生産緑地法）
				自然公園（自然公園法）
				自然環境保全地域（自然環境保全法）
				河川区域（河川法）
				保安林区域（森林法）
				地域森林計画対象民有林（森林法）
				文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）
				協定
条例等によるもの	条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 樹林地の保存契約、協定による工場植栽地 その他			

3 緑の役割と必要性

都市における緑の役割には以下の項目があげられ、その必要性は高いとされています。



(1) 快適な都市環境を形成する

樹木などの植物は、大気の浄化、騒音振動の緩和など都市における環境問題を軽減し、生活環境を保全しています。また、樹林地や水辺地は、野生生物の生育・生息地として生態系を構成するなど自然環境を保全しています。このことから、緑の機能の適切な配置により、人と自然が共生する快適な都市環境を形成することができます。

※コミュニティ

近隣に居住する住民や設置されている施設、企業等の人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団をいいます。「地域社会」や「共同体」と訳されます。

※延焼遮断帯

市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設をいいます。

主に道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等の不燃建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯が構築されます。

※CO₂

二酸化炭素（炭酸ガス）。地球温暖化の原因とされる温室効果ガスのひとつ。

(2) 変化に対応した余暇空間を形成する

緑には、自然とのふれあいの場による精神的健康の増進やレクリエーションの場による肉体的健康の増進、コミュニティ*活動の場による社会性の増進など様々な機能があります。この緑のもつ多様な機能を活用することにより、余暇時間の増大や余暇需要の変化に対応した緑豊かで質の高い余暇空間を形成することができます。

(3) 災害に強いまちを形成する

緑は、地震や火災などの災害時において避難地や避難路、延焼遮断帯*、防災活動拠点、地すべり崩壊の防止など様々な防災機能を持っています。このような緑を適切に確保、配置することにより災害に強いまちを形成することができます。

(4) 魅力あるまちを形成する

緑は、地域の気候、風土に応じた特色ある四季の変化をもち、また地域の文化や歴史と深く関わっています。快適な生活環境や美しい景観を創出する緑を適切に配置することにより、次代を担う子供達の感受性を育み、生活にゆとりと潤いをもたらす個性と魅力あるまちを形成することができます。

(5) 低炭素型のまちを形成する

まちの緑には、騒音の緩和や大気の浄化といった都市の生活環境を保全する効果ばかりでなく、地球温暖化の原因のひとつであるCO₂*を緑が吸収することによる「CO₂吸収効果」があります。まちの緑の量的・質的な向上を図り、緑の効果を高めることにより、まちの低炭素化を促進し環境負荷の少ない持続可能な循環型まちづくりを形成することができます。そうすることにより、地球規模の深刻な環境問題にも貢献することができます。

4 緑の基本計画策定の経過

〔平成 15 年 10 月策定時〕

幕別町では、第 4 期幕別町総合計画※において「町民参加・町民との協働」を「まちづくりの基本姿勢」として掲げていました。地域の自主・自律の視点を基本に、町民の主体性を重視し、町民と行政との協働によるまちづくりを進めてまいりました。

緑の基本計画についても、策定作業時点から、様々な形で町民参加の機会をつくり、町民の意見反映に努めました。

〔平成 24 年 3 月改訂時〕

平成 15 年の策定後、少子高齢化の進展や地球規模の環境問題、地方分権の推進と急激な社会構造の変化のほか、住民が求める価値観や生活意識の変化などに対応するべく、幕別町と忠類村が平成 18 年 2 月に合併し、平成 20 年 3 月に「第 5 期幕別町総合計画」を策定しました。

また、全国各地で個性ある良好な都市環境の整備を進めていくためには、美しい景観づくりと豊かな緑の形成を一体となって進めていくことが重要であることから、景観緑三法が成立しました。このことにより、昭和 48 年制定の「都市緑地保全法」が、緑化地域制度等の緑化に関する施策の充実等により、従来やや手薄であった緑化の推進のための制度が追加され、平成 16 年に名称が「都市緑地法」に改められました。

以上のほか、都市計画区域における都市計画の基本的な方針として、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を平成 22 年度に見直しが行われたことや、策定後 7 年が経過し目標年度（平成 32 年）まで残り 10 年余りとなったことなどから、まちの緑の現状と課題を再度検証し、上位計画や関連計画との調和を図りながら、これからの時代に対応した緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する方針として見直しを行うものです。

※総合計画

地方自治法に定められている自治体における最も上位の計画で行政運営全般の基本方針を示すものです。幕別町では、昭和 46 年に策定して以来、これまで 4 期にわたって 10 ヶ年計画を策定してきました。平成 18 年に忠類村と合併した後、平成 19 年度に平成 29 年度までを計画期間とする第 5 期幕別町総合計画を策定しました。

(1) 町民アンケート

① アンケート調査の概要

〔平成 15 年 10 月策定時〕

将来の住みよいまちづくりのための設計図である都市計画マスタープラン策定に当たって実施した町民アンケート調査の結果を緑の基本計画に反映させています。

アンケートは町民 2,000 世帯を対象に実施し、956 世帯(回収率 47.8%)の方々から回答をいただきました。

アンケートではまちづくりを進めるうえで考えなければならない「住環境」、「道路」及び「公園・緑」などの項目について調査いたしました。

本計画では、そのうち「公園・緑」に関する項目のアンケート調査結果を反映させて策定いたしました。

〔平成 24 年 3 月改訂時〕

本計画と同様に改定する都市計画マスタープランの町民アンケートと併せて「緑のあり方」や「緑に関する施策」などの項目についてアンケート調査を行いました。

アンケートは町民 2,150 世帯を対象に実施し、980 世帯(回収率 45.6%)の方々から回答をいただきました。

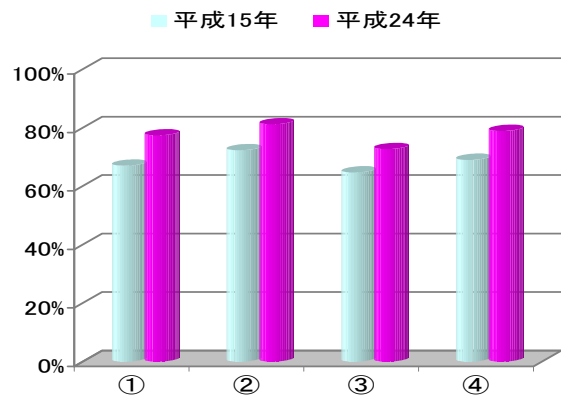
平成 15 年策定時のアンケート調査結果と比較することで、町民の意向の変化の把握に努めました。また、現在から将来に向けてどのような施策を望んでいるかを把握し、本計画の改訂に反映させました。

② アンケート調査の結果

〔緑の満足度〕

平成15年の策定時においては「公園や広場の整備」についての満足度が最も高くなっており、平成24年の改訂時においても同様です。

いずれの項目も改訂時に満足度が高くなっていますので、緑地の保全や整備の効果が表れるとともに、町民の意識にも変化が表れてきていると考えられます。

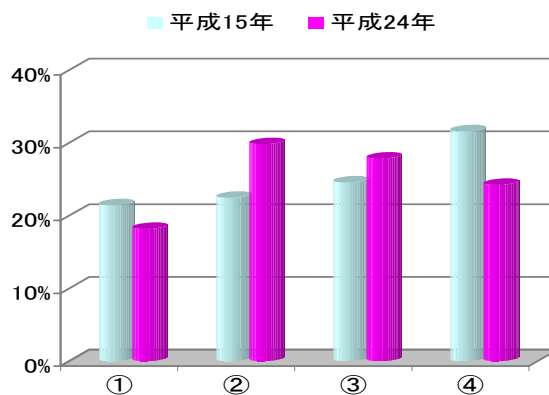


※「満足している」と回答した人の割合を示しています。

〔市街地の緑のあり方〕

最も必要性が高いと答えた人が多かった選択肢は、「②緑や水辺を取り入れる場合には、なるべく管理に手間のかからない方法を考える」でした。前回のアンケート調査結果と比べると、大きくその必要性を求め声が高くなっています。

町民の参加がしやすいだけでなく、整備後の管理方法についての検討が高く求められています。



※必要性を点数に置き換えて、その割合で作成しています。

〔市街地の緑のあり方〕の 選択肢

- ① 周辺に十分な自然があるので、市街地の中に積極的に緑は取り込まない。
- ② 緑や水辺を取り入れる場合には、なるべく管理に手間のかからない方法を考える。
- ③ 住民の参加も促しながら、空き地の緑化や動植物とふれあえる場所の整備を進める。
- ④ 自然の動植物との共生を重視し、場合によっては人間社会優先の考え方を見直す。

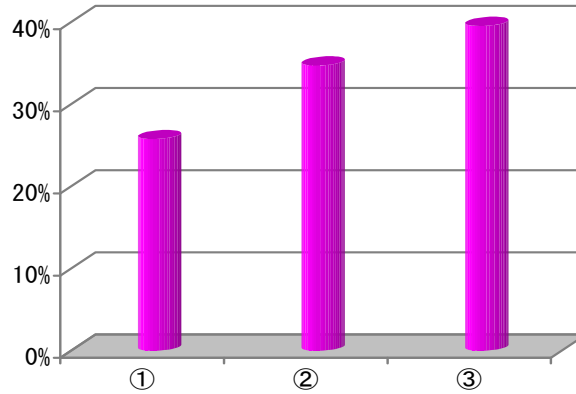
幕別町緑の基本計画

第I章

〔緑豊かで住みよいまちづくり〕の選択肢

- ① 身近な公園緑地や街路樹を増やす。
- ② 河川や田園、丘陵地などの緑を保全する。
- ③ 既存公園の改修や日常の維持管理に力を入れる。

〔緑豊かで住みよいまちづくり〕
新たに緑をつくるのではなく、今ある緑の環境をより良く整備し、適正な維持管理を行っていくことが求められています。

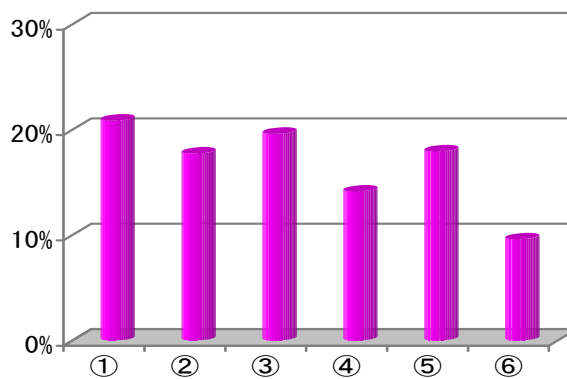


※必要度を点数に置き換えて、その割合で作成しています。

〔緑に関する町の施策〕の選択肢

- ① 住民と行政が協力して緑のあり方について検討する体制。
- ② 緑地保全に直接関わられるような体験制度。
- ③ 公園緑地整備や維持管理、緑化活動等に参加できる体制。
- ④ 緑地保全を図るためのパトロール制度。
- ⑤ 緑に関する学習の場の提供と情報発信。
- ⑥ 長年にわたり緑化活動を実施してきた個人や団体を表彰する制度。

〔緑に関する町の施策〕
①の必要度が最も高くなっていますが、②③⑤も比較的高い必要性を感じているようです。行政に全てを任せる施策ではなく、住民参加型の施策を望んでいるようです。



※必要度を点数に置き換えて、その割合で作成しています。

アンケート調査結果から、町民参加を積極的に図り、町民と行政が協働で、できるだけ手間をかけずに緑地整備や維持管理を行い、自然環境の豊かなまちづくりを進める必要があるといえます。

(2) 住民策定組織「幕別いいべや探検隊」ワークショップ
〔平成 15 年 10 月策定時〕

住民参加の一環として、住民による策定組織「幕別町いいべや探検隊」隊員 20 名によるワークショップを 7 回開催しました。

幕別町タウンウォッチングや町民アンケート調査の結果などの現状分析から課題の解決、緑に関するコンセプトづくりなどを行い、幕別町の緑の将来像についても提言をいただきました。

(3) 地域別ワークショップ

〔平成 15 年 10 月策定時〕

幕別・札内両市街地を小学校の通学区域により 4 つの地域に分け、それぞれ住民参加によるワークショップを行いました。

ワークショップは、「幕別いいべや探検隊」のメンバーのほか、各地域 15 名程度の方の参加をみて、地域ごとあるいは地域合同で計 10 回開催し、多くの方が意見交換を重ねました。

(4) 地域別ワークショップ

〔平成 24 年 3 月策定時〕

原案の作成において、住民の方々のご意見を広く反映させるため、意見募集（パブリックコメント）を以下のとおり実施しました。

●資料の入手方法、閲覧及び配布場所

建設部都市計画課（役場 4 階）、忠類総合支所経済建設課（総合支所 2 階）、札内支所、糠内出張所、駒島出張所を閲覧及び配布場所とした他、幕別町のホームページへ掲載しました。

●意見等の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法

●意見の募集期間

平成 24 年 1 月 10 日（火）～平成 24 年 2 月 9 日（木）

募集期間中における、ご意見、ご提案はありませんでした。